

R7 上野地内区画整理工事に伴う送水管移設工事  
特記仕様書

市川三郷町役場

# 目 次

## 第1章 総則

1. 適用範囲	-----	1
2. 施工場所	-----	1
3. 優先順位	-----	1
4. 障害物の処理	-----	1
5. 安全対策	-----	1
6. 費用負担	-----	1
7. 契約変更	-----	1
8. 損害賠償等	-----	1
9. 工事用設備等	-----	1
10. 保証期間	-----	2
11. 一般事項	-----	2
12. 材 料	-----	2
13. 布 設	-----	2

## 第2章 一般事項

1. 法令の遵守	-----	3
2. 疑義の解釈	-----	3
3. 監督員	-----	3
4. 書類の提出	-----	3
5. 諸手続き	-----	3
6. 保証期間	-----	3
7. 工程管理	-----	3
8. 工事の記録	-----	4
9. 施工方法の承認	-----	4
10. 工事に必要な諸設備及び土地	-----	4
11. 工事用電力及び工事用水	-----	4
12. 現場事務所及び材料置場	-----	4
13. 工事付近住居者への広報措置	-----	4
14. 工事の検査	-----	4
15. 測量及びやり方	-----	4
16. 工事基準点	-----	4
17. 地上、地下埋設物	-----	4
18. 気象の観測	-----	4
19. 危険物の取扱い	-----	5
20. 第三者に及ぼした損害	-----	5
21. 工事関係者書類	-----	5
22. 工事記録写真	-----	5
23. 完工図の提出	-----	5
24. 後片付け	-----	5
25. 竣工検査	-----	5
26. 検査方法の異議申立て	-----	6

第3章 配管工事

1. 一般事項	-----	7
2. 材 料	-----	7
3. 工 事	-----	7

第4章 その他

1. 週休2日推進工事	-----	8
-------------	-------	---

# 第1章 総 費用

## 1. 適用範囲

本特記仕様書は、市川三郷町（以下「甲」という）が発注する「R7 上野地内区画整理工事に伴う送水管移設工事」に適用するものである。

## 2. 施工場所

市川三郷町上野地内

## 3. 優先順位

本工事における優先順位は、次の通りとする。

- 1) 現場説明質疑応答
- 2) 監督員指示
- 3) 特記仕様書
- 4) 水道工事標準仕様書
- 5) 設計図書

## 4. 障害物の処置

工事施工にあたり、他の埋設物があった場合、その処置については監督員の指示によるものとする。

又、埋設物等に損害を与えた場合、請負者の負担において速やかに復旧すること。

## 5. 安全対策

工事中は、すべてに関して安全第一とする。

## 6. 費用負担

材料及び工事の検査並びに測量、調査、試験、試掘、諸手続等に必要な費用は、請負者の負担とする。

## 7. 契約変更

発注者の都合により、著しく設計数量を増減し、又予想しがたい事由により元設計に大きな影響があった場合、両者の協議により変更できる。

## 8. 損害賠償等

請負者は、工事のため田、畠あるいは第三者に損害を与えないように施工することはもちろんのこと、損害を与えた場合は、その責を負わなければならない。

## 9. 工事用設備等

「水道工事標準仕様書」（日本水道協会）を適用する。

- 1) 現場事務所、材料置場
- 2) 工事用機械器具等
- 3) 工事現場標識等
- 4) 工事用電力及び工事用水
- 5) 土地借用等

## 10. 保証期間

工事の目的に瑕疵がある時は、請負者は、引渡しの日から2年間その瑕疵を補修し、又、その瑕疵にとって生じた減失もしくは毀損に対し、損害を賠償しなければならない。ただし、管工事については、上記期間の経過後といえども通水開始後1年後は、同様の瑕疵担保責任を負うものとする。

## 11. 一般事項

### 1) 捨土

運搬にあたっては、荷台にシートを被せる等残土を撒き散らさぬように注意すること。

又、処分地の借地、補償、仮設物の架け払い等に要する費用は、請負者負担とする。産業廃棄物は、許認可業者に処理を行うものとし、監督員に関係書類を提出すること。

### 2) 標準仕様者の適用

本特記仕様書の他に「水道工事標準仕様書」（日本水道協会）を適用する。

## 12. 材料

本工事に使用する材料は、すべてJIS及びJWWAの規格に適合したものでなければならない。

ただし、特記仕様書及び設計書に明記したものとは、この限りではない。

材料については、「水道工事標準仕様書」の（2. 材料）を準用するものとする。

## 13. 布設

管路の布設位置は、設計図参照の上、監督員と打合せの上決定する。

## 第2章 一般事項

### 1. 法令の遵守

請負者は、工事の施工、機器の製作、据付にあつたて次の各事項に準拠すること。

- ・建設業法
- ・建築基準法
- ・道路交通法
- ・道路法
- ・騒音基準法
- ・労働基準法
- ・条件、規定
- ・日本工業規格
- ・日本農林規格
- ・電機規格調査会標準規格
- ・日本電線工業会標準規格
- ・その他

### 2. 疑義の解釈

本特記仕様書及び設計書に明記されていない事項がある時、又、内容に疑義が生じた場合は、請負者、監督員双方協議して決める。

### 3. 監督員

本特記仕様書中「監督員」とは、甲の指定する当該工事を監督する職員をいう。

### 4. 書類の提出

請負者は、指定日までに甲の定める様式により次の書類を提出しなければならない。

- イ. 工程表
- ロ. 現場代理人及び主任技術者届（有資格者届）
- ハ. 施工計画書
- ニ. その他監督員が指示する書類

### 5. 諸手続き

請負者は、工事の施工に必要な関係諸官公署及び他企業への手続きを、請負者の責任において迅速、確実に行い、その経過については、速やかに監督員に報告しなければならない。

### 6. 保証期間

請負者は、工事の目的物に瑕疵がある時、引渡しの日から2年間その瑕疵を補修し、又、その瑕疵によって生じた減失もしくは毀損に対して、損害を賠償しなければならない。

### 7. 工程管理

請負者は、承認を受けた工程表に基づき適切な工程管理を行わなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

## 8. 工事の記録

請負者は、工事実施状況を記録した工事日報、工事写真及び毎日の工事進行状況を記録し、監督員が提出を求めたときはそれらを提出しなければならない。

## 9. 施工方法の承認

請負者は、施工方法及び施工順序について予め監督員に承認を受けなければならぬ。

## 10. 工事に必要な諸設備及び土地

請負者は、工事施工に必要な仮設物、主要機械設備及び材料置場等の配置計画並びに段取りについて、予め監督員と協議し、承認を受けなければならない。

又、民有地を利用する場合の土地の借上げ及び補償等は、全て請負者の負担において行わなければならない。

## 11. 工事用電力及び工事用水

工事用電力及び工事用水設備は、請負者の負担において行わなければならない。

## 12. 現場事務所、材料置場

請負者は、現場事務所、材料置場等について、工事支障の無い様確保しなければならない。

## 13. 現場付近の住居者への広報措置

工事現場には、見やすい場所に工事件名、工事場所、期間、事務所名、請負者の名称を記載した工事標識を所定の場所に設置しなければならない。

## 14. 工事の検査

仕様書又は監督員が予め監督員の指示した箇所など主要な工事段階の区切り等には、監督員の検査を受けなければならない。

## 15. 測量

請負者は、工事施工着手前に必要な測量を実施しなければならない。

その結果、設計図書と現地に差異が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

## 16. 工事基準点

基準杭、仮BM及び重要な工事測量は、原則として移設してはならない。

ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員に承認を得て移設する事ができる。

## 17. 地上、地下埋設物

請負者は、工事箇所及びその周囲に有る地上、地下の埋設物に対して支障を及ぼさないよう監督員と協議の上、必要な防護工等の処置を施さなければならない。又、試堀調査は本工事に含まれる。

## 18. 気象の観測

豪雨出水その他天災に対しては、平素から気象予報などについて充分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。

## 19. 危険物の取扱い

工事にあたり、危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講じなければならない。

## 20. 第三者に及ぼした損害

請負者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損害を生じた時、又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告しなければならない。

## 21. 工事関係書類

請負者は、工事に必要な各種試験及び計算書を甲の指定する部数を提出すること。又、工事日報、工事竣工図書、工事写真一式その他本特記仕様書に決められた事項及び監督員の指示する書類も同様である。

## 22. 工事記録写真

請負者は、工事進行に伴い自己の負担に於いて次の事項について記録写真を撮影し必要に応じて監督員に提出しなければならない。

- イ. 工事着手前及び完成後全景の写真
- ロ. 施工中並びに施工方法の記録
- ハ. 後刻検査が困難又は、不可能な個所及び作業状況
- ニ. その他監督員が指示するもの

## 23. 完成図及び工事写真等の提出

請負者は、設計図に出来上がり寸法等を記入した完成図を提出しなければならない。尚、管工事においては、弁栓類及び管理設の位置を地上構造物と関連づけて明確にしたオフセット図も提出しなければならない。各データは、完成図書とは別途にCDにて提出すること。

- 1) 完成図 A3 図面 1 部及び PDF データ
- 2) オフセット図 A3 図面 1 部及び PDF データ
- 3) 工事写真 画像データ

## 24. 後片付け

工事の完了した時は、後片付け及び清掃等を工事期間内に完了しなければならない。

## 25. 竣工検査

工事の完成検査、一部完成検査、中間検査にあたっては、請負者又は現場代理人は、主任技術者と共に当確検査に必ず立ち会わなければならない。

又、検査に際して予め検査官及び監督員の提出する資料及び記録を準備して検査にあたるものとする。

- イ. 工事日報、配管日報
- ロ. 工事写真
- ハ. 材料納品伝票及び集計表
- ニ. 承認図、各種試験成績表
- ホ. 工事完成届、竣工図及びオフセット図
- ヘ. その他仕様書に決められた事項及び監督員の指示する書類
- ト. 産業廃棄物処分先及び受入証明書（コンクリート塊、アスファルト塊、鋼材、汚泥、その他）

26. 検査の方法の異議申立て

請負者は、検査の方法について異議を申し立てることができない。

## 第3章 西己管工事

### 1. 一般事項

本特記仕様書及び日本水道協会発行「水道工事標準仕様書」を適用する。

### 2. 材料

- 1) 本工事に使用する材料は、全て JIS 又は JWWA の規格に適合したものでなければならない。ただし、本特記仕様書及び設計書に明記したものは、この限りではない。
- 2) 本工事に使用する材料は、工事着手前に必ず監督員の承認を得ること。又、日本水道協会の検査を受け、その検査書を提出すること。

### 3. 工事

- 1) 本工事の管路布設に於いて、既設管路（配水管、給水管、排水管）に対して、横断及び平行に布設する箇所がある時は、監督員の指示に従い試掘を行い既設管の埋設位置を確認し、速やかに監督員に報告し、請負者の責任において迅速、確実に復旧しなければならない。
- 2) 本工事の工事写真は設計図に明示してある位置において、布設状況等が判るように必ず撮影しなければならない。
- 3) 本工事の不断水工事（分岐）において、その箇所の土質状況によっては監督員の指示に従い、請負者の責任に於いて管防護を行わなければならない。
- 4) 本工事の埋戻し作業は、管布設後の埋戻しにあたっては、玉石、ガレキなどを管の周囲に埋めないようにし、20cm毎にランマー等で突き固めを行ななければならぬ。
- 5) 本工事の路面復旧は、市川三郷町、国、県の基準により監督員の指示を受けること。尚、各道路の本復旧後も沈下等による交通傷害が生じた場合は補修を行うこと。
- 6) 本工事の通水試験は、管路の通水試験前に必ず洗浄を行い、それぞれの試験を請負者の費用と責任において実施しなければならない。
- 7) 本工事の管明示工は、「道路法施工令及び道路施工規則の一部改正に伴う水道管に布設について」環水第55号昭和46年6月4日の厚生省通達により、その明示方法が記載されているのでそれによる事。

## 第4章　その他

### 1. 週休2日推進工事

- 1) 本工事において、週休2日適用工事として、月単位の週休2日により取り組むことを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休2日（土日）に取り組むことも出来る。
- 2) 週休2日の取り組みについては、施工計画書により提出すること。
- 3) 取り組みについては、令和7年5月1日から適用する「週休2日適用工事実施要領」及び「週休2日適用工事に要する費用の計上について」による。